

PCB廃棄物どうすればいいの？

現場で迷わない対応マニュアル

1. こんなものをみつけたら「PCB特別措置法」に対応しなければなりません

下記の廃棄物にPCBが0.5mg/kg以上含まれている場合「PCB廃棄物」となります。
PCB廃棄物はPCB特別処置法により定められた保管・届出、運搬、処理を行う必要があります。

トランス類	コンデンサ類	油類	電気機器類	
高圧トランス	高圧コンデンサ	ポリ塩化ビフェニル	リアクトル	整流器
高圧変圧器	高圧進相用コンデンサ	PCB油	放電コイル 放電用輪線	シリコン整流器
ネオンサイン	低圧コンデンサ	カネクロール	サージアブソーバー	誘導電圧調整器
広告用変圧器	低圧蓄電器	KC-500	雷吸収用コンデンサ	インダクター
低圧トランス	TV用コンデンサ		計器用変成器	ラジエーター
低圧変圧器	照明用コンデンサ		変成器	特高貫通碍筒
リレー用トランス	安定器用コンデンサ		変流器	ウオールブッシング
縦電器用トランス			PT	碍子
柱上トランス			遮断機	ブッシング
柱上変圧器			開閉器	バッテリー
電子部品用トランス			継電器	等

2. PCB廃棄物に該当するか否かの判断

- ①はじめに、該当機器が「PCB廃棄物か否か」を判断しなければなりません。
PCB廃棄物か否かについては、メーカーがPCB含有情報を公表していることがあるのでまず [メーカー情報](#)を確認することをお勧めいたします。

エコテストでは無料でメーカー情報の確認を行っております。1社10検体まで当日回答致します。お気軽にご利用ください。メーカー情報確認には、メーカー名、機器名、年代、型式、製造番号などが必要です。

- ②メーカー情報で「**PCB不含有**」であることが判明すれば、通常の産業廃棄物として処理できます。メーカーから「**不含証明**」もしくは「**見解書**」を発行してもらえます。
- ③メーカー情報で「**PCB含有**」であることが明記されていたら「PCB廃棄物」です。PCB特別措置法に則って保管・届出、運搬、処理してください（次項フロー参照）。
- ④メーカー情報確認で多いのが「メーカーにPCB含有情報がない」「該当する型式について情報がない」「メーカーでもPCB含有の可能性を否定できない」「メーカー情報自体がない」「メーカーが倒産している」といったケースです。この場合はお客様が分析会社に分析を委託し、「0.5mg/kg以下」であるかを調べることになります。

エコテストの分析費用は1検体18,500円で納期は5営業日です。採取セット（容器・ピペットなど）を無料でお送りします（お客様に油を採取いただきます）。採取できる機器は使用済でかつトランス・コンデンサの蓋が容易に開けられるものに限ります。お客様側で採取を実施できない場合は採取もご手配できます（関東に限る：採取費用は別途）。

3. 保管・届出について

「PCB廃棄物」は平成28年までにPCB廃棄物を自ら処分するか、期間内（＝平成28年まで）に処分を依頼しなければなりません。また、毎年、PCB廃棄物の保管・処分状況を都道府県知事に届け出なければなりません。[届出様式](#)などの記入要領は環境省HPからダウンロードできます。保管についても指示があります。（最終項参照）

4. 処分にあたって

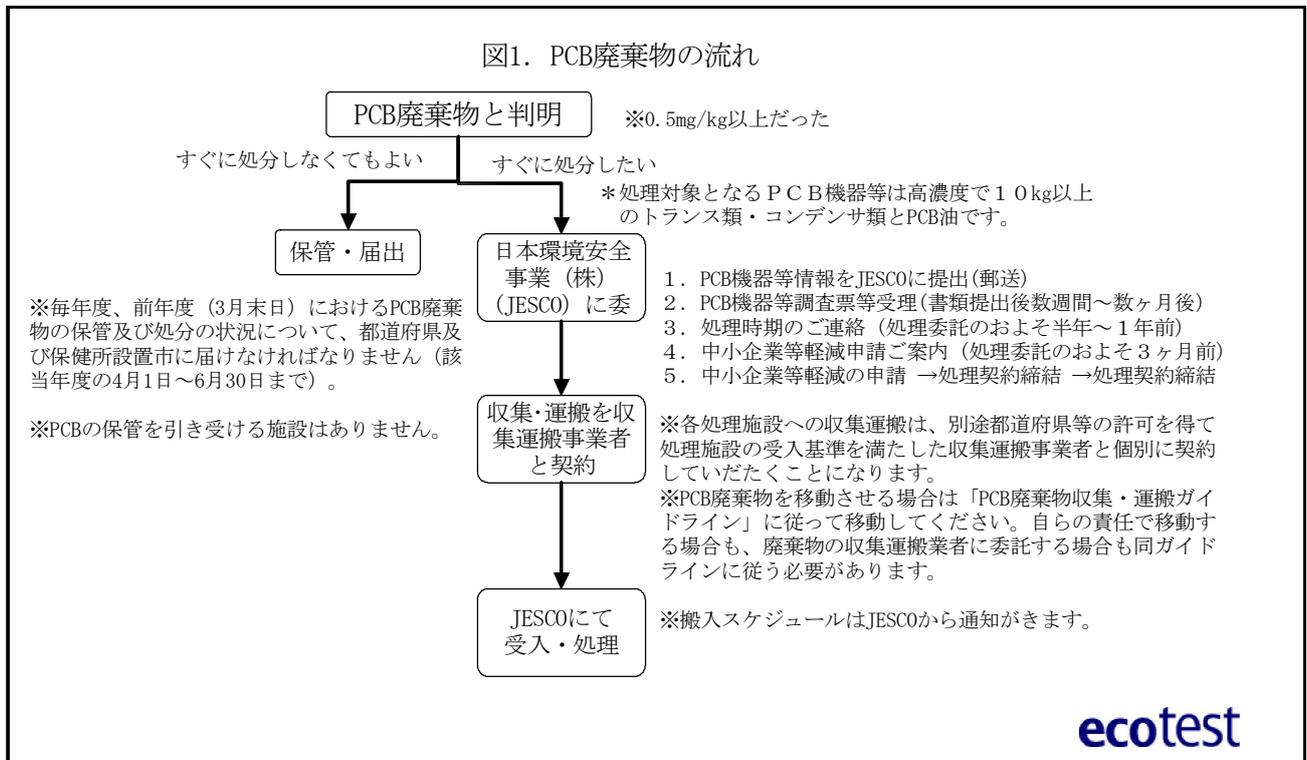
2016年7月15日までに処分（もしくは処分委託）する義務があります。現時点で処分を希望する場合は国が定めた処分工場（JESCO：日本環境安全事業(株)）に処分を委託することになります。下記にフローを示します。現時点（平成19年11月）では「高濃度で10kg以上のトランス類・コンデンサ類とPCB油」のみの受入のため、低濃度のPCB廃棄物やPCB使用電気機器といったものはお客様にて保管いただくこととなります。

①運搬について

PCB廃棄物を移動させる場合は「[PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン](#)」に従って移動させてください。自らの責任で移動する場合も、廃棄物の収集運搬業者に委託する場合も同ガイドラインに従う必要があります。委託の場合の運搬費用は運搬業者さんに確認をお願い致します。

②処分について

JESCOで処分してもらうには数ヶ月かかることもあるようです。JESCOから[処理料金](#)が公表されています。重量区分（例：10kg-15kgの場合42万円）になっています。



5. その他

不明点ございましたらお気軽にお問合せください。

エコテスト株式会社 〒135-0034 東京都江東区永代2-37-24 お問合せ：03-5621-3261
<http://www.ecotest.jp/pcbtest> メールでのお問合せ：info@ecotest.jp

使用済みPCB安定器の保管方法

PCB廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

基準の内容及び具体的に考えられる保管方法は、次のようになります。

1. 周囲に囲いが設けられていること。
保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようにすべきであり、倉庫や保管庫など施錠ができる場所が望ましい。
2. 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。
掲示板は、縦横60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。
[1] 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
[2] 保管する特別管理産業廃棄物の種類
[3] 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
3. 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
5. 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
6. PCB廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
4. 5. 6. を含めて、ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。
なお、ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けるべき。
7. PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。
ドラム缶などの密閉容器で保管することが望ましい。

(出所：環境省HP)